

須賀川市融資制度利子補給制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、須賀川市（以下「市」という。）が須賀川市融資制度の借入している中小企業者の金利負担を軽減し、経営の安定を図るため利子補給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる融資制度)

第2条 利子補給の対象となる須賀川市融資制度は次のとおりとする。

- (1) 須賀川市豪雨被災中小企業緊急対策融資制度
- (2) 須賀川市中小企業無担保無保証人融資制度
- (3) 須賀川市商業活性化・共同事業資金融資制度
- (4) 須賀川市緊急経済対策資金融資制度
- (5) 須賀川市スタートアップ資金融資制度

(利子補給の期間等)

第3条 利子補給の期間及び額は次の表のとおりとする。

融資制度	対象となる期間	利子補給金の額
須賀川市豪雨被災中小企業緊急対策融資制度	融資を受けた日から当初契約期間まで	約定利子のうち年利率2%相当額
須賀川市小企業無担保無保証人融資制度	融資を受けた日から2年間まで	約定利子のうち年利率1%相当額
須賀川市商業活性化・共同事業資金融資制度	融資を受けた日から2年間まで	約定利子のうち年利率1%相当額
	商店街振興組合・事業共同組合及びまちづくり会社等の法人化された団体については、融資を受けた日から当初契約期間まで	約定利子のうち年利率1%を超える額（年利率2.3%相当額を上限とする。）
須賀川市緊急経済対策資金融資制度	融資を受けた日から2年間まで	約定利子のうち年利率1%相当額
須賀川市スタートアップ資金融資制度	融資を受けた日から2年間まで	約定利子のうち年利率1%相当額

(利子補給対象者)

第 4 条 利子補給を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 平成 21 年 3 月 31 日までに第 2 条に規定する融資制度による融資を受けた者

(2) 納期の到来している市税を完納している者

(申請)

第 5 条 利子補給金の交付を受けようとする者は、取扱金融機関で須賀川市融資制度利子補給金明細証明を受けた後、須賀川市融資制度利子補給金交付申請書 (第 1 号様式) により申請するものとする。

(申請時期)

第 6 条 須賀川市融資制度利子補給金交付申請書の提出時期は、次のとおりとする。

(1) 各年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの金融機関の約定利子については、9 月 16 日から 9 月 25 日までの間に提出しなければならない。

(2) 各年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの金融機関の約定利子については、3 月 15 日から 3 月 24 日までの間に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、補給金交付申請の内容を審査し利子補給金の交付決定をしたときは、須賀川市融資制度利子補給金交付決定通知書 (第 2 号様式) を申請者に交付するものとする。

(交付請求)

第 8 条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けたものは、須賀川市融資制度利子補給金交付請求書 (第 3 号様式) により、市長に請求しなければならない。

(利子補給金の返還)

第 9 条 市長は、利子補給金の決定通知書又は補助金の交付の決定を受けた者がこの要綱に違反した場合は、決定通知書の取消し、又は既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 月 1 日から施行し、平成 7 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に融資を受けた者から適用し、同日前に融資を受けた者については、なお従前の例による。

(長沼町編入に伴う経過措置)

2 平成17年3月31日までに長沼町中小企業融資利子補給金交付要綱及び岩瀬村中小企業融資利子補給事業補助金交付要綱に規定する利子補給の対象となる制度資金により融資を受けた者に対しては、平成17年4月1日以降においても従前の例により利子補給を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。